

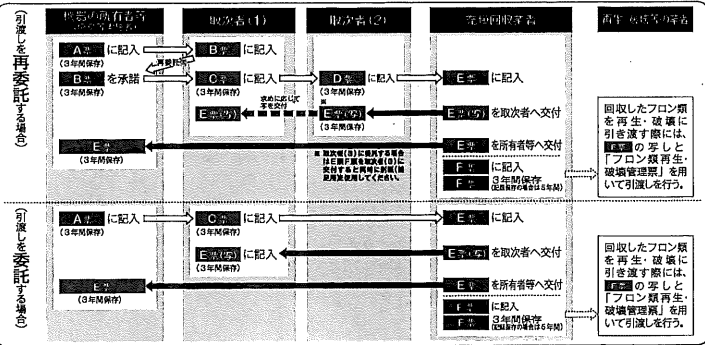
行程管理票

汎用版
(主に再委託用)

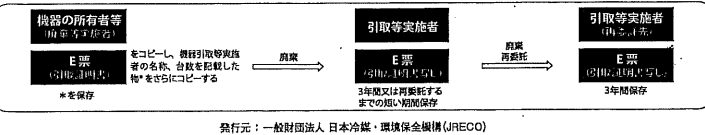
※この行程管理票は、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」(フロン排出抑制法)に基づき第一種特定製品の廃棄等を行う場合に使用します。
(ただし、3回以上委託する場合は、併せて「補足用」を使用します)

- A票** (記入者) 機器の所有者 (以下、廃棄等実施者): 委託確認書 (兼 回収依頼書)
 - 第一種特定製品の廃棄等を行う場合 (当該処理等を取次者に委託する場合を含む) に使用します。廃棄等実施者はこの書面を3年間保存します。
- B票** (記入者) 取次者 (1) 及び廃棄等実施者: 再委託承諾書
 - 取次者1が、フロン類の処理等を取次者2に再委託する場合、廃棄等実施者の再委託承諾書として使用します。廃棄等実施者はこの書面を3年間保存します。
- C票** (記入者) 取次者 (1): 委託確認書 兼 再委託承諾書
 - 取次者1が、フロン類の処理等を取次者2に再委託する場合、または充填回収業者に依頼する場合に、委託確認書として使用します。取次者1はこの書面を3年間保存します。
- D票** (記入者) 取次者 (2): 委託確認書 兼 再委託承諾書 (写)
 - 再委託を受けた取次者2が充填回収業者に依頼、または取次者3へ再委託する場合 (補足用使用) に、取次者2が使用します。取次者2はこの書面を3年間保存します。
- E票** (記入者) 充填回収業者: 委託確認書 (兼 回収依頼書) 兼 引取証明書 兼 確認証明書
 - フロン類の回収を依頼された充填回収業者が、フロン類の回収後に引取証明書として使用します。充填回収業者はこの書面を廃棄等実施者及び最終の取次者に交付します。廃棄等実施者及び最終の取次者は、この書面を3年間保存します。
 - フロン類の有無の確認を求められ、確認の結果、全ての機器が充填ゼロであった場合のみ確認証明書として使用します。
 - 引取証明書あるいは確認証明書として使用することはできませんが、同時に1枚で両方の証明書として使用することはできません。
- F票** (記入者) 充填回収業者: 引取証明書 (写) 兼 確認証明書 (写)
 - 充填回収業者は、この書面を3年間保存します。また、再生・破壊処理に引渡す場合は、別票 (フロン類再生・破壊依頼票) を使用し、再生証明書兼破壊証明書の交付を受けてください。

【行程管理票の流れ】



【機器を処分する時の流れ】



発行元: 一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構 (JRECO)

フロン回収行程管理票

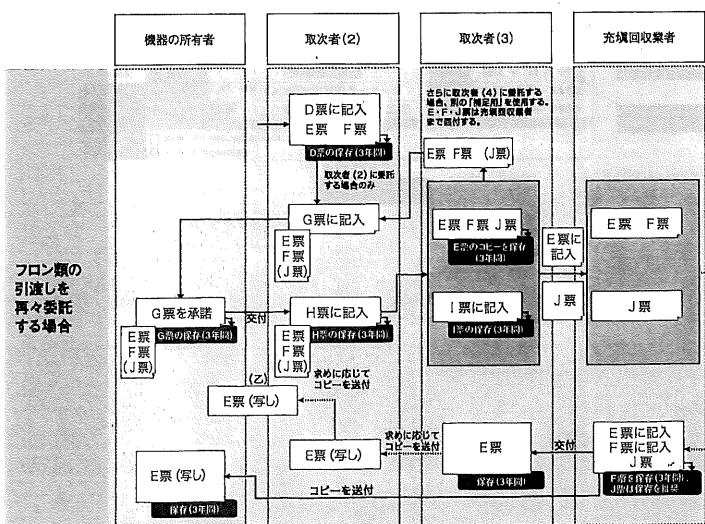
(補足用)

(再委託以降 (3回以上委託) の場合に使用します。「汎用版」とセットで使用します。)

この行程管理票は、フロン排出抑制法に基づくもので、フロン類の引き渡しの再委託を受けた取次者がさらに他の取次者に再委託して第一種フロン類充填回収業者 (以下、充填回収業者) に依頼する場合に「汎用版」と合わせて使用します。(運用は以下のとおりです)

- G票**: 再委託承諾書 (記入者: 取次者 (2) 機器の所有者)
 - 取次者 (2) が、フロン類の引き渡しをさらに取次者 (3) に再委託する場合に、再委託承諾書として使用します。取次者 (2) は、この書面に機器の所有者の承諾をもらいます。この書面は、承諾した機器の所有者が3年間保存します。
- H票**: 再委託承諾書 兼 委託確認書 (記入者: 取次者 (2))
 - 取次者 (2) が、再委託する取次者 (3) への委託確認書として使用します。この書面は、取次者 (2) が3年間保存します。
- I票**: 再委託承諾書 兼 委託確認書 (記入者: 取次者 (3))
 - 取次者 (3) が、フロン類の引き渡しを充填回収業者に依頼又は取次者 (4) に再委託する場合に使用します。この書面は、取次者 (3) が委託確認書として3年間保存します。
- J票**: 再委託承諾書 兼 委託確認書 (記入者: 取次者 (3))
 - 取次者 (3) が、フロン類の引き渡しを回収業者に依頼又は取次者 (4) に再委託する場合に使用します。この書面は、充填回収業者又は取次者 (4) へ委託確認書として、E・F票と一緒に交付します。

※さらに、取次者 (4) 以降に再委託する場合は、上記取次者 (2) を取次者 (3)、取次者 (3) を取次者 (4)、取次者 (4) を取次者 (5) に読み替えます。その後、再委託することに読み替えます。



発行元: 一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構 (JRECO)

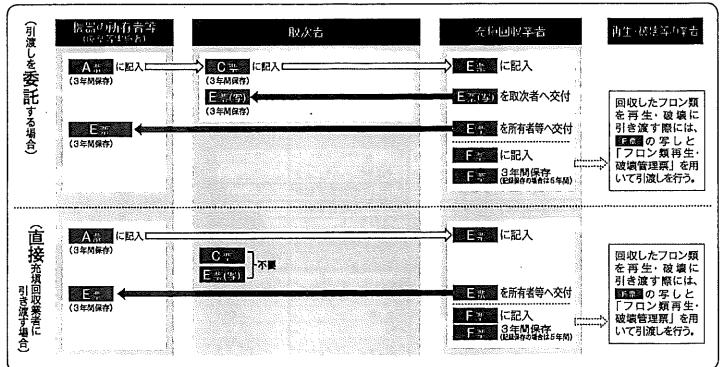
行程管理票

推奨版

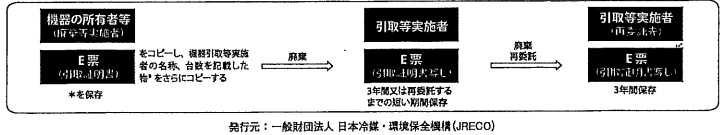
※この行程管理票は、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」(フロン排出抑制法)に基づき第一種特定製品の廃棄等を行う場合に使用します。

- A票** (記入者) 機器の所有者 (以下、廃棄等実施者): 回収依頼書 (控) 兼 委託確認書
 - 第一種特定製品の廃棄等を行う場合 (当該処理等を取次者に委託する場合を含む) に使用します。廃棄等実施者はこの書面を3年間保存します。
- C票** (記入者) 取次者: 委託確認書 兼 委託確認書 (写)
 - 取次者が、フロン類の引き渡しを充填回収業者に依頼する場合に、委託確認書として使用します。取次者はこの書面を3年間保存します。
- E票** (記入者) 充填回収業者: 回収依頼書 兼 委託確認書 兼 引取証明書 兼 確認証明書
 - フロン類の回収を依頼された充填回収業者が、フロン類の回収後に引取証明書として使用します。充填回収業者はこの書面を廃棄等実施者及び最終の取次者に交付します。廃棄等実施者及び最終の取次者は、この書面を3年間保存します。
 - フロン類の有無の確認を求められ、確認の結果、全ての機器が充填ゼロであった場合のみ確認証明書として使用します。
 - 引取証明書あるいは確認証明書として使用することはできませんが、同時に1枚で両方の証明書として使用することはできません。
- F票** (記入者) 充填回収業者: 引取証明書 (写) 兼 確認証明書 (写)
 - 充填回収業者は、この書面を3年間保存します。また、再生・破壊処理に引渡す場合は、別票 (フロン類再生・破壊依頼票) を使用できます。再生証明書・破壊証明書の交付を受けてください。

【行程管理票の流れ】



【機器を処分する時の流れ】



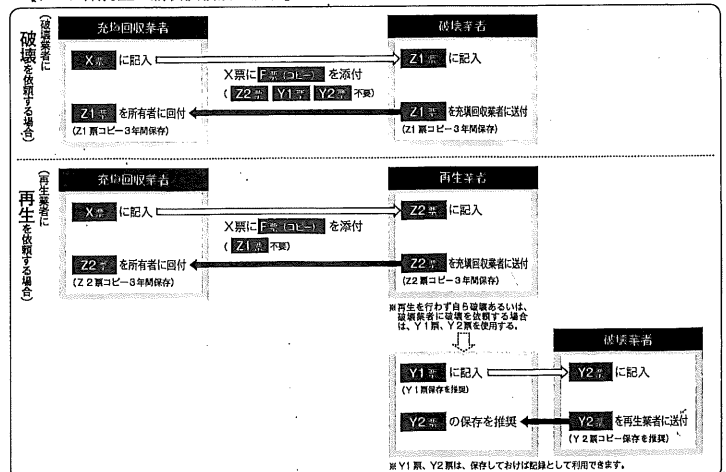
発行元: 一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構 (JRECO)

フロン類再生・破壊管理票

※このフロン類再生・破壊管理票は「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」(フロン排出抑制法)に基づき、第一種フロン類充填回収業者 (以下、充填回収業者) が、回収したフロン類を第一種フロン類再生業者 (以下、再生業者) またはフロン類破壊業者 (以下、破壊業者) に引き渡す際に使用します。

- X票** (記入者) 充填回収業者: フロン類再生・破壊依頼書
 - フロン類を再生あるいは破壊の処理をする場合、充填回収業者がこの書面に、再生業者あるいは破壊業者に依頼する場合に使用します。
- Z1票** (記入者) 破壊業者: 破壊証明書
 - 破壊業者が処理を完了した時点で使用します。破壊業者、充填回収業者、及び整備者はこの書面を、機器の管理者または廃棄等実施者に交付するとともに、コピーを3年間保存します。
- Z2票** (記入者) 再生業者: 再生証明書
 - 再生業者が処理を完了した時点で使用します。再生業者、充填回収業者、及び整備者はこの書面を、機器の管理者または廃棄等実施者に交付するとともに、コピーを3年間保存します。
- Y1票** (記入者) 再生業者: 再生を行わなかったフロン類の破壊依頼書
 - 充填回収業者からフロン類の再生を依頼された再生業者が、フロン類の全部または一部の再生を行わず、破壊業者に破壊を依頼する場合に使用します。保存を推奨。
- Y2票** (記入者) 破壊業者: 再生を行わなかったフロン類の破壊依頼受取・処理証明書
 - 再生業者からフロン類の破壊を依頼された破壊業者が、フロン類の破壊後に処理証明書として使用します。保存を推奨。

【フロン類再生・破壊依頼票の流れ】



発行元: 一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構 (JRECO)